

事 務 連 絡
令和 4 年 6 月 7 日

全国管工事業協同組合連合会 事務局長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

共有私道ガイドラインの改訂について

水道行政の推進につきましては、平素より格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 4 月 21 日に成立した民法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）において、共有物（私道を含む）の管理に関し、各共有者の持分の価格の過半数で決定することができる事項の拡大・明確化や、相隣関係におけるライフラインの設備設置権等の明確化等の見直しがされたところです。

このたび、改正法の施行（令和 5 年 4 月 1 日）に当り、法務省・共有私道の保存・管理等に関する事例研究会において、共有私道で発生する頻度の高い水道等のライフラインに係る事例等を踏まえ、工事の可否を判断する指針を示した「所有者不明私道への対応ガイドライン」（以下「共有私道ガイドライン」）が改訂されました。

共有私道ガイドラインには、水道関係につき、例えば以下のような事例等が紹介されています。

- ・ 宅地所有者が他の土地に給水管を設置する以外方法がない場合、他の土地の所有者の同意を得なくとも、通知を行った上で、他の土地に給水管を設置することができる（事例 12）。これに関連して、他の土地の所有者からいわゆる承諾料を求められても応ずる義務はないことなど、改正民法の趣旨・内容を詳しく解説するコラムが設けられている（コラム：新民法③）。
- ・ 水道事業者が共有私道下に布設された配水管の取替工事を行う場合、改めて各共有者の同意を得なくとも、工事を実施することができる（事例 17）。

貴連合会におかれましては、共有私道における円滑な水道工事の施工等に資するため、共有私道ガイドラインの活用について、所属団体等への周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

共有私道ガイドライン URL

<https://www.moj.go.jp/content/001374239.pdf>

(連絡先)

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課